

紀の川慈尊院地区堤防整備 景観検討委員会

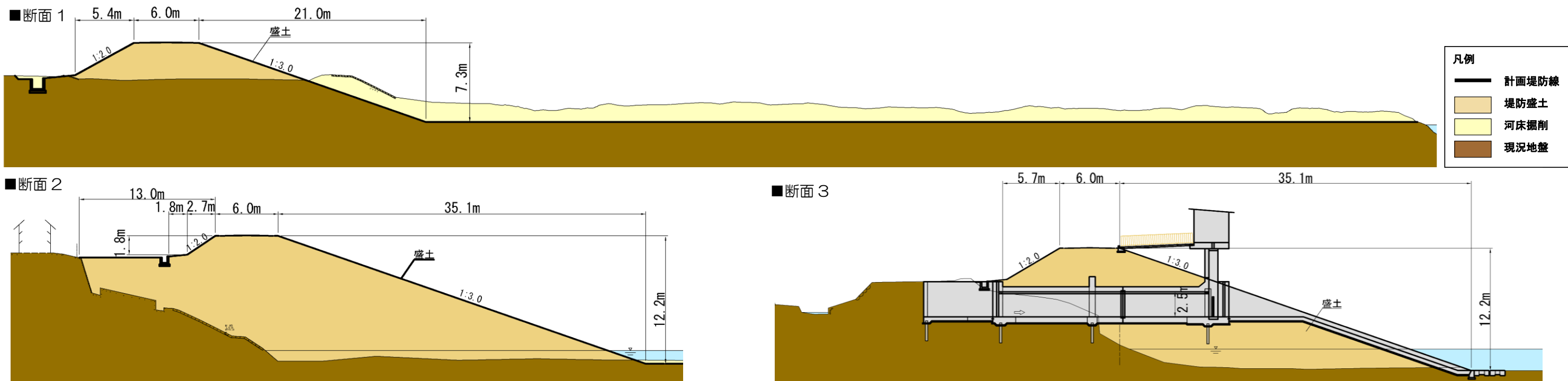
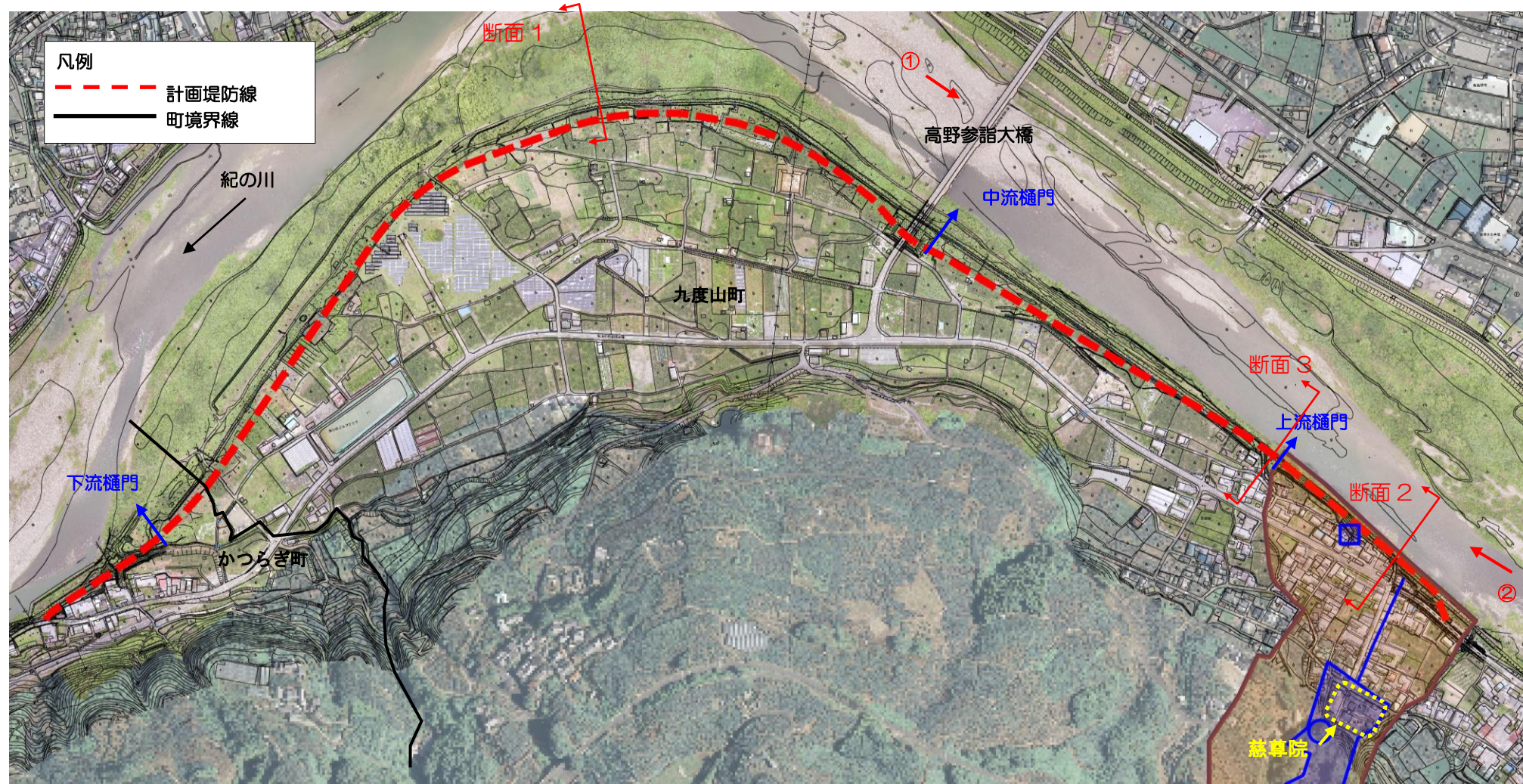
慈尊院地区の堤防整備における景観検討について
(概要版)

平成31年3月4日

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所

1. 堤防整備事業の概要 (参考資料 pp. 4-7)

計画地は、紀の川の河口から40.8k付近～43.2k付近の和歌山県伊都郡九度山町地先の無堤防区間であり、紀の川慈尊院地区堤防整備事業では、河川堤防(約L=2.4km)の整備する計画である。堤防は基本的に盛土により行うが、中下流については、河積を確保するために、平水位より上(常時は陸地の部分)を河床掘削する計画である。また、計画区間に樋門を3箇所設置する計画である。



2. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」について (参考資料 pp. 9-10)

(1) 概要

古来より紀伊山地の山々は、自然崇拜に根ざした神道、中国より伝来した仏教、その両者が結びついた修験道など、多様な信仰のもと神仏の霊場として崇められ、そこへと向かう道は参詣道として利用されてきた。これら紀伊山地の文化的景観が後世に残すべき人類の財産であるとして、2004年7月「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録された。「紀伊山地の霊場と参詣道」は、和歌山県、奈良県、三重県にまたがる3つの霊場(吉野大峰、熊野三山、高野山)と参詣道(大峰奥駈道、熊野参詣道、高野参詣道)で構成される。

(2) コアゾーンとバッファゾーンについて

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は修験道の拠点である「吉野・大峰」、熊野信仰の中心地である「熊野三山」、真言密教の根本道場である「高野山」の三霊場および、それらを結ぶ「参詣道」から構成される。コアゾーン(登録資産)周辺の保護を目的にバッファゾーン(緩衝地帯)が設定されている。



高野山町石道

■コアゾーン(登録資産)

計画地周辺には、慈尊院、丹生官省符神社、高野山町石道がある。

■バッファゾーンの指定範囲

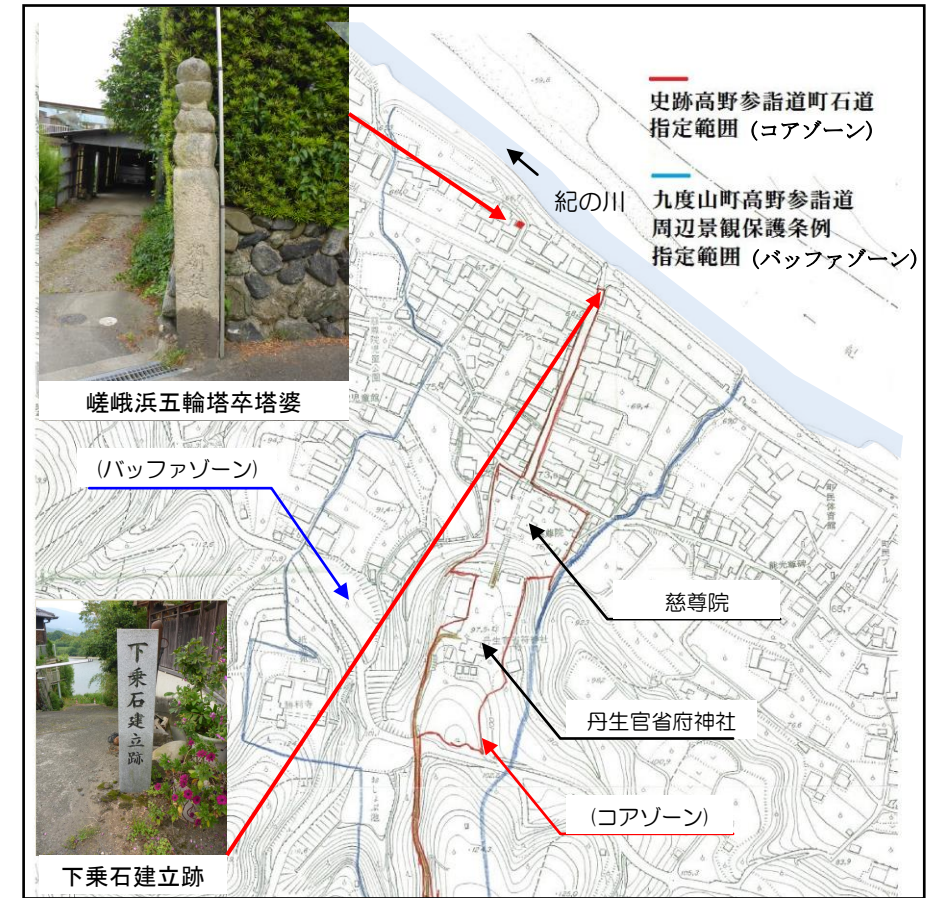
コアゾーンおよびバッファゾーンの位置や範囲については、「高野山 金剛峯寺境内基本平面図Ⅰ」に基づき設定されている。バッファゾーンは原則としてコアゾーンより50mの位置が範囲として指定されている。

【高野山町石道】

高野山へ通じる道は7つあり、高野七口と呼ばれている。その中の一つが高野山町石道であり、慈尊院から高野山への表参道とされた。高野山町石道は、平安時代に空海が高野山への道しるべとして、一町(約109m)ごとに木製の卒塔婆を立てたのが始まりと言われており、後に、石の卒塔婆(五輪塔卒塔婆)として再建されたがゆえに町石道と呼ばれる。町石は高野山の大塔を起点に慈尊院まで180基あり、180番目の町石が慈尊院の南側に位置する。五輪塔卒塔婆は供養塔であり、仏教において宇宙を構成するとされる5つの要素(空・風・火・水・土)を表している。



町石



高野山 金剛峯寺境内基本平面図Ⅰ

3. 「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」について (参考資料 p. 8)

(1) 背景と位置付け

「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」において、世界遺産に係わる事業は、「重点検討事業」に位置づけられている。

第5章 重点検討事業の景観検討

重点検討事業に係る景観検討は、以下に示すように、「事業景観アドバイザー」や地方公共団体、住民等を含む検討体制を整え、景観ガイドライン等を参照しつつ、「景観形成について配慮すべき事項」及び「景観整備方針(重点検討事業版)」の取りまとめを行うとともに、これに基づく景観の予測・評価を実施した上で、事業の各段階でその検討結果を反映するものとする。また、事業完了後は事後評価を実施するものとする。

(2) 「重点検討事業」における検討体制

「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」では、「重点検討事業」の景観における検討体制として、以下のように規定している。

事業の特性に応じて、学識経験者等の知見、地方公共団体やNPO、住民等の意見を踏まえた景観検討を行うことができる適切な検討体制を構築する。

(3) 「景観整備方針」の取りまとめ

堤防整備にあたっては、国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)に基づき、景観検討委員会の意見を反映した「景観整備方針」を取りまとめる。

「景観形成にあたり配慮すべき事項」や事業計画の内容・特性を踏まえ、当該事業における「景観整備方針(重点検討事業版)」を取りまとめる。「景観整備方針(重点検討事業版)」とは、当該事業により整備する施設や空間及びその周辺景観との関係などについて示す景観形成の基本的な考え方や方向性などであり、事務所等が景観検討を行う上で基本となるものである。

4. 関係法令について

(1) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画(参考資料 p. 11)

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を適切に保存・管理の計画を策定する上での基準を明示するものであり、「関係省庁、和歌山県の関係部局、関係市町との連携の下、景観法および和歌山県・当該市町が定める条例等の適切な運用に当たることとする」とされている。

(2) 景観法(参考資料 p. 12)

景観法は、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として定められている。国の機関又は地方公共団体が行う行為については、景観行政団体の長にその旨を「通知」することとされている。

(3) 和歌山県景観条例(参考資料 p. 12-13)

和歌山県景観条例においては、良好な景観の形成を図るため、景観計画が定められている。本計画地については、「高野山町石道周辺特定景観形成地域」に該当し、良好な景観の形成を推進する地域となっている。ただし、公共的団体が行う行為は除外するものとされている。

(4) 高野山町石道周辺特定景観形成地域ガイドライン(参考資料 pp. 13-14)

「高野山町石道周辺特定景観形成地域ガイドライン」では、良好な景観の形成に関する方針(4項目)が挙げられており、計画地においては、町石はないが「五輪塔」や「下乗石」が県道付近にあること、丹生官省符神社までの町石道から紀の川が眺望できることから、①及び②が関係することとなる。なお、「バッファゾーン」については、「高野山町石道の沿道や丹生都比売神社、慈尊院周辺など高野山町石道と一体となった景観を極力保全する」とされており、行為については「生活上必要な行為に留める」とされている。



- ①文化財的価値を持つ高野山町石道を保全する
- ②文化的景観としての価値を持つ高野山町石道からの眺望景観を保全する
- ③高野山へといざなうアクセスルートにふさわしい景観形成を図る
- ④暮らしの営みによってつくられた集落景観を保全する

(5) 和歌山県公共事業景観形成指針(参考資料 pp. 14-16)

和歌山県景観条例においては、前述のとおり公共的団体の行う行為については、届け出の対象外とされているが、公共事業における景観への対応として、「和歌山県公共事業景観形成指針」が定められている。

(6) 九度山町高野参詣道周辺景観保護条例及び施行規則(参考資料 p. 17)

九度山町においては、郷土を町民一人ひとり親しみと愛着と誇りのあるものとするを目的として、九度山町における史跡高野参詣道(町石道、黒河道及び女人道)周辺の文化的景観の保護に対する「九度山町高野参詣道周辺景観保護条例」が定められている。ただし、「国の機関又は地方公共団体(以下「国等」という。)が行う行為については、許可を受けることを要しない。」とされており、あらかじめ町長に対する協議を行うこととされている。

表 事業計画において配慮すべき事項

大別	項目	内容
共通事項	位置・規模	主要な視点場からの眺望景観への配慮、また近傍に良好な景観を構成するものがある場合は、その景観や雰囲気を阻害しないよう配慮し、自然やまちなみの連続性を遮断するような構造物の配置は避ける。
	形態・意匠	周辺景観に調和した形態・意匠とし、構造物が地域固有の歴史や文化にふさわしい形態・意匠とする。また、ランドマーク性のある構造物の場合は、地域にふさわしい優れた形態・意匠とする。
	色彩	周辺景観に調和し、地域にふさわしい色彩を基調とする。また、アクセント色を導入する場合は構造物全体及び周辺景観と調和するような色彩とする。
	素材	地域固有の歴史や文化の特性やイメージと調和するような素材を用いるよう努めるとともに、維持管理が容易で経年的な劣化により景観の質が低下しないような耐久性を備えた素材を用いる。
	付属物	付属物にあつては、構造物本体と調和したものとする。
個別事項	河川・水路	地域の自然条件や歴史文化に根付く既存の樹木および緑地は、積極的に保存保全または移植を行う。また、緑化、植栽に当たっては、地域の植生やイメージとの調和や連続性を考慮し、周辺景観となじむものとする。
		河川・水路は古くから地域と深い関わりを持ち、歴史・文化・景観を構成する重要な要素である。河川・水路の整備に当たっては、治水、利水の機能の確保を図るとともに、水辺とのふれあいの場の確保など地域の人々や来訪者が水辺に親しめるような整備を行うこととする。その際、周囲の自然環境や歴史・文化等の沿川地域の景観特性を把握し、周辺環境との調和・融合を図るものとする。

(7) 九度山町高野参詣道周辺景観保護条例施行規則(参考資料 p. 17)

「九度山町高野参詣道周辺景観保護条例施行規則」第5条において、該当行為を行う場合の基準が定められているが、学術上、公益上、機能上の観点からやむを得ないと認められるものについては、対象外となっている。

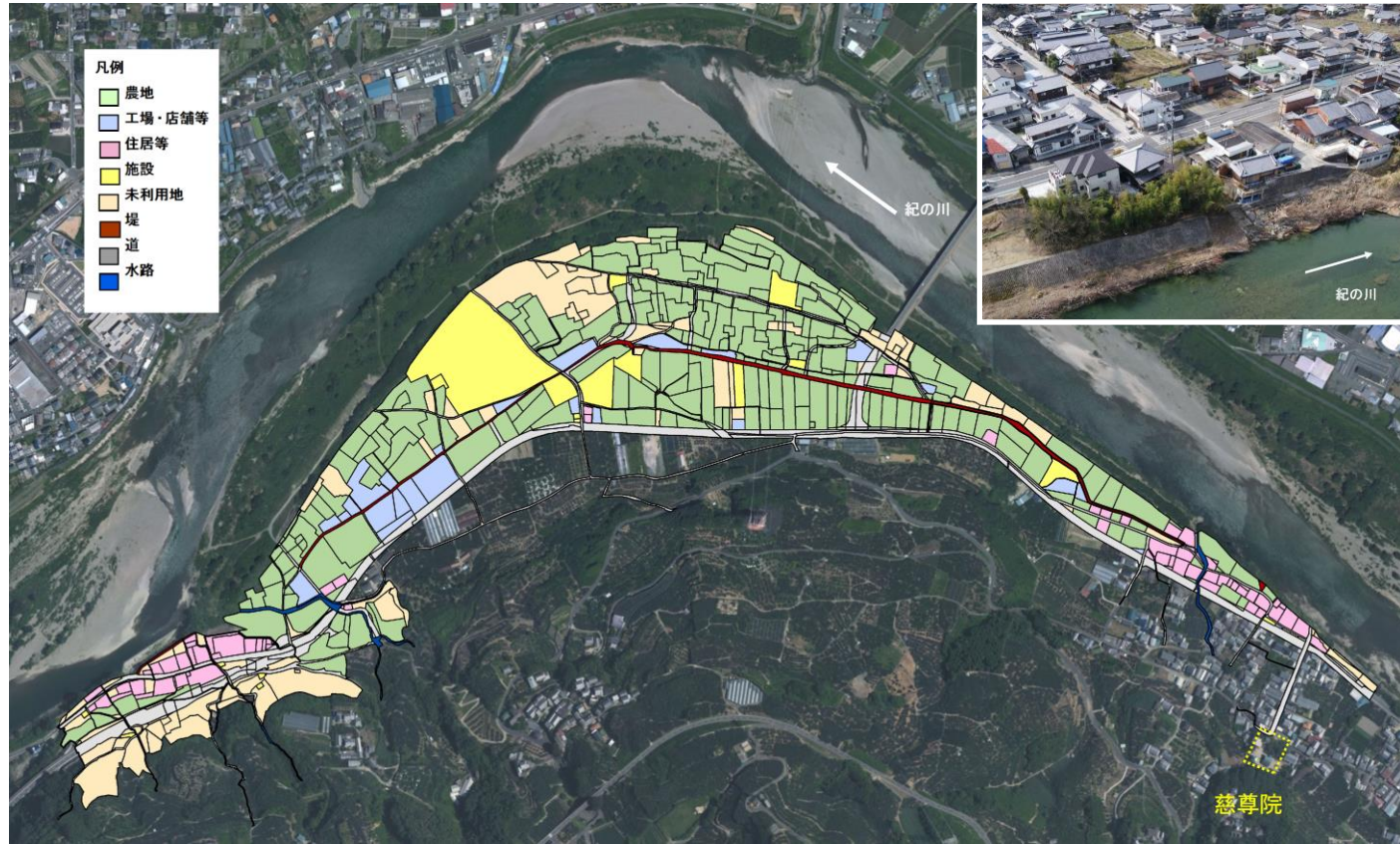
表 該当行為を行う場合の基準

項目	内容
建築物	建築物その他の工作物を新築し、改築し又は増築することにあつては、その高さが13メートル(改築又は増築前の建築物その他の工作物の高さが13メートルを超えるときはその高さ)を超えず、かつ水平投影面積が、1,000平方メートル(その水平投影面積が、1,000平方メートルを超える既存の建築物その他の工作物の改築又は増築にあつては、既存の建築物その他の工作物の水平投影面積)を超えないものであり、かつ、建築物その他の工作物の形態及び色彩が周辺の景観と著しい不調和を来さないよう配慮されたものであること。
色彩	建築物その他の工作物の色彩を変更することにあつては、変更後の色彩が周辺の景観と著しい不調和を来さないよう配慮されたものであること。
伐採	立木竹を伐採することにあつては、必要最小限の伐採であること。
土石採取	土石を採取し、又は鉱物を掘採することにあつては、土石を採取し、又は鉱物を掘採した後の状況が周辺の景観と著しい不調和を来さないよう配慮されたものであること。
土地の形状変更	土地の形状を変更することにあつては、変更後の土地の形状が周辺の景観と著しい不調和を来さないよう配慮されたものであること。
工作物	広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示することにあつては、掲出し、若しくは設置し又は工作物に表示するものの形状及び色彩が周辺の景観と著しい不調和を来さないよう配慮されたものであること。
水面	水面を埋め立て、又は干拓することにあつては、水面を埋め立て、又は干拓した後の状況が周辺の景観と著しく不調和を来さないよう配慮されたものであること。

5. 地域の風土・文化、まちづくり計画について (参考資料 pp. 18-20)

(1) 計画地の土地利用

計画地周辺の土地利用は、48%が農地であり、そのほとんどが柿や梅、みかんなどの果樹である。また、上流側については住居が密集している。



慈尊院地区の土地利用分布図

(2) 九度山町の産業

山林業や織物業、農業で栄えてきた九度山町は、現在、農業が主要産業であり、柿やもも等の果樹栽培が盛んである。表土が深く粘土質であること、冬場は比較的暖かい気候であることが柿の栽培に適しており、特に富有柿が有名である。富有柿は明治43年(1910)頃から栽培が始まり、その後昭和に入り、入郷・広良(ひろら)・東山地区を中心に栽培が盛んになった。



(3) 九度山町の長期計画

少子高齢化、人口減少の問題に直面している九度山町は、「知恵と対話」で守り創造する「自然と歴史・文化のわがふるさと紀州九度山」を将来像として掲げ、豊かな自然、慈尊院をはじめとする多くの歴史遺産、そして日本一の品質を誇る富有柿などの地域資源を活かした町の活性化を目指している。九度山町においては、土地利用の指定(用途地域等)は設定されていない。



図 九度山町の第4次長期総合計画

(4) 慈尊院と紀の川

現在の慈尊院は、天文9年(1540)の紀の川大洪水により流失し、再建されたものである。空海の母が祀られている慈尊院弥勒堂は、紀の川が氾濫するおそれがあるとの予言を受けて現在の場所に移築され唯一流失を逃れた。

旧慈尊院の位置については、現在の紀の川河川敷地であったと言われられており、慈尊院交差点にある下乗石建立跡の石碑は、天文9年(1540)の紀の川大洪水で慈尊院が流出される前に南門があった位置を示している。この石碑より北側の土地(1辺約654m)に慈尊院伽藍があったと考えられている。



現在の慈尊院と旧慈尊院の位置関係



(5) 官省符祭(毎年10月)

官省符とは、官省符という荘園のことをいい太政官と民部省から認可(永承四年=1049 平安)された荘園で橋本市、高野口町、かつらぎ町、九度山町の荘園とする村々の総社(総氏神)として栄えた。

官省符祭は、荘園最大の祭礼で、朝廷の太政官と民部省から官符を賜った日を記念して執り行われたのが祭の始まりとされている。

現在は、子供たちの健やかな成長を祈る祭りとして、舞の奉納・社中の踊り・大餅投げなどが行われる。祭りのクライマックスには、神輿が行列を成して紀の川へと練り歩き、紀の川の水辺(嵯峨浜御旅所)にて祭典が行われる。



丹生官省符祭(2018)

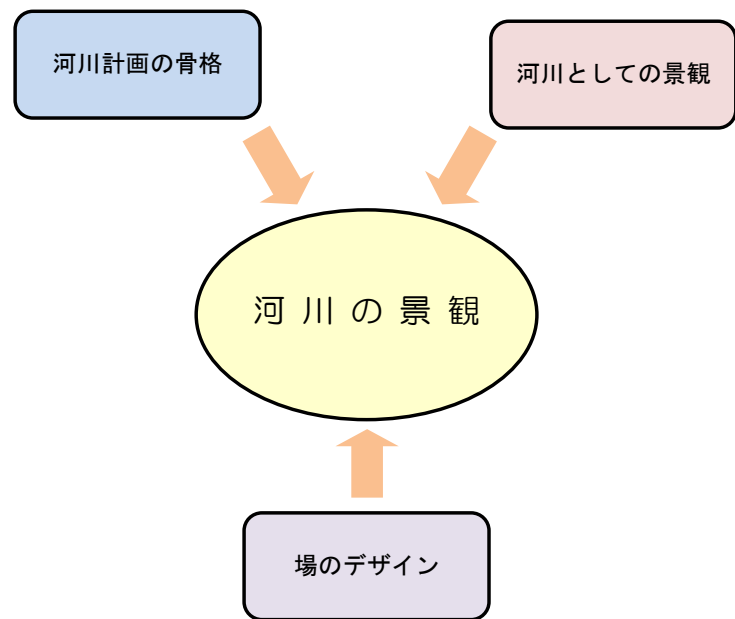
6. 河川景観の形成と保全について（参考資料 pp. 21-22）

河川景観の形成と保全にあたっては、治水計画を満足した上で、河川の歴史やこれまでの周辺地域の営みのみならず、造形や色彩、音や匂いが与える心的現象の対する検討を行い、景観を保全する。

- 河川計画の骨格(治水計画、災害復旧への配慮、まちづくり計画等)
- 河川としての景観(自然の営み、人々の営み)
- 場のデザイン(歴史、風土にあった形状、色彩や素材、心的現象からみた河川景観)

【心的現象からみた景観とは】

人が対象を眺めるときに生じる心的現象。音や匂い等、その他の感覚によって対象や空間などを視覚で捉えること。



河川景観の形成と保全の要素

(1) 河川計画の骨格(治水計画、災害復旧への配慮、まちづくり計画等)

紀の川の河川整備計画に対する治水計画として、準二次元不等流計算、平面二次元流況解析、河床変動解析等の水理検討を実施し、河床低下など経年的な変化等の考慮した最適な河川の縦横断計画、並びに護岸配置計画等における予備設計が行われており、平成 31 年度に本景観検討と併せ護岸の選定等を含む詳細設計が行われる計画である。



(2) 河川としての景観(自然の営み、人々の営み)

◆自然の営み

過去の紀の川は、河道が北側(高野口駅付近)と南側(現在の河道)に分かれており、洪水によりはん濫が繰り返され、瀬と淵が連続する河道であったと推測される。現在は、南側の河道のみとなっているが、同様の傾向であるといえる。

慈尊院地区の現在の流況については、河道の湾曲部の内岸側に寄り州の形成が見られるが、世界遺産における「保存管理計画」、和歌山県景観条例の特定景観形成地域「高野山町石道周辺特定景観形成地域」のバッファゾーンに該当する上流側については、寄り州は見られない。



慈尊院付近の流況

◆人々の営み

当該地は、慈尊院を通じた高野山への参詣道として、紀の川沿いには、船着き場があり、紀の川の横断、縦断の拠点とした人々の営みがあった。現在は紀の川の水辺を活用した人々の営みはないが、慈尊院と紀の川を結ぶ道路の水辺端には、船着き場跡がある。また、丹生官省符神社の祭事である官省符祭りにおいて、左岸 43.0k 付近の水辺の平地が嵯峨浜御旅所として利用されている。



慈尊院と紀の川を結ぶ通路(船着き場)の写真

(3) 場のデザイン(歴史、風土にあった形状、色彩や素材、心的現象からみた河川景観)

歴史的背景を踏まえた景観が求められる慈尊院地区では、「場のデザイン」が重要である。過去一体に広がっていた嵯峨浜には、高野山に石材を運ぶための石揚場があり、石材の行き来が多かったことから、町石を初め構造物には石材を多く用いられていたものと考えられる。

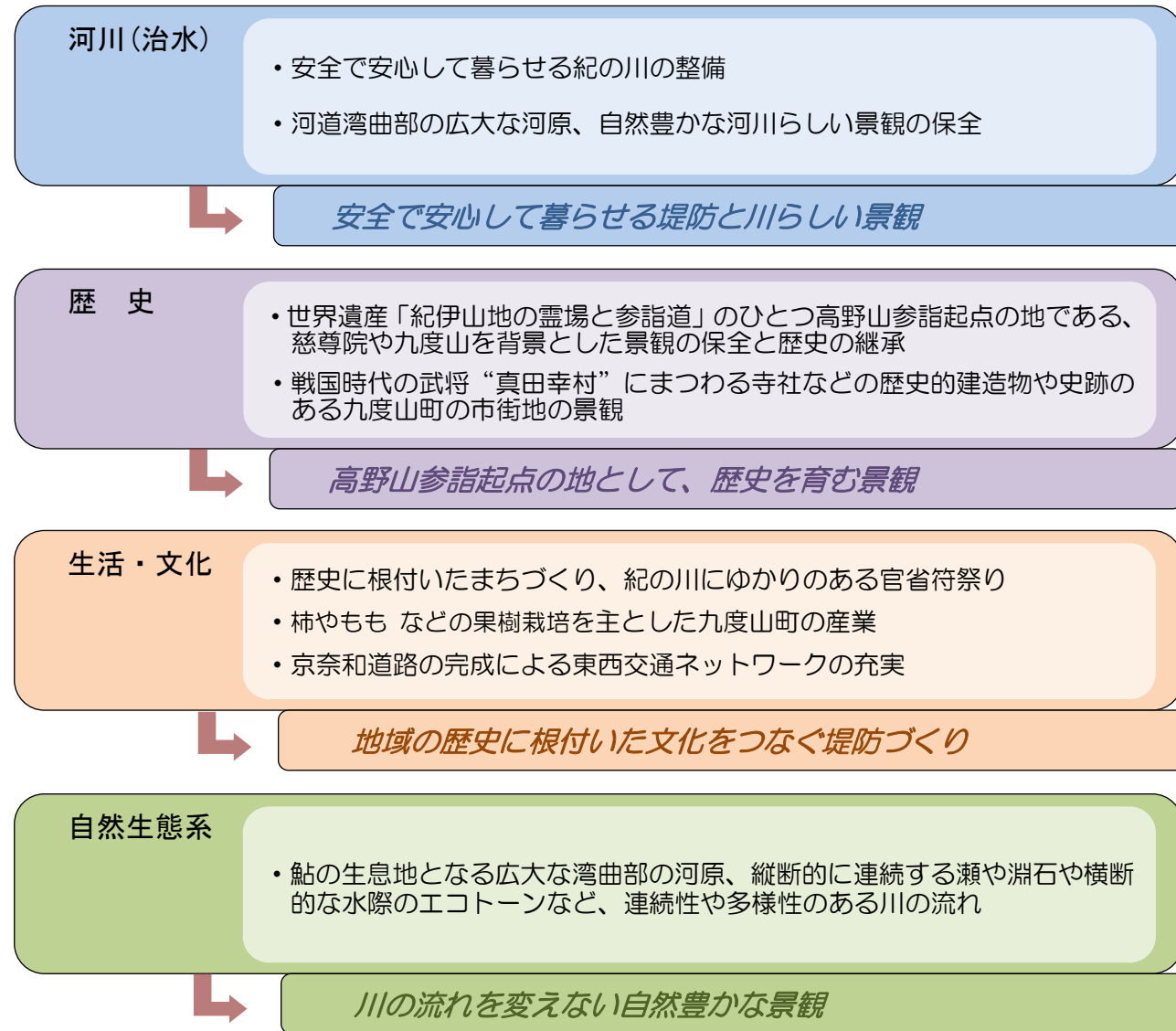
これらのことから、石材を用いた景観は、町石道の街道や川を通じた当時の人々の営みを連想させる風景となることに留意し、景観構造においては、護岸の色彩や素材、これらを与える心的現象を十分踏まえ、構造物に対する景観を検討する。



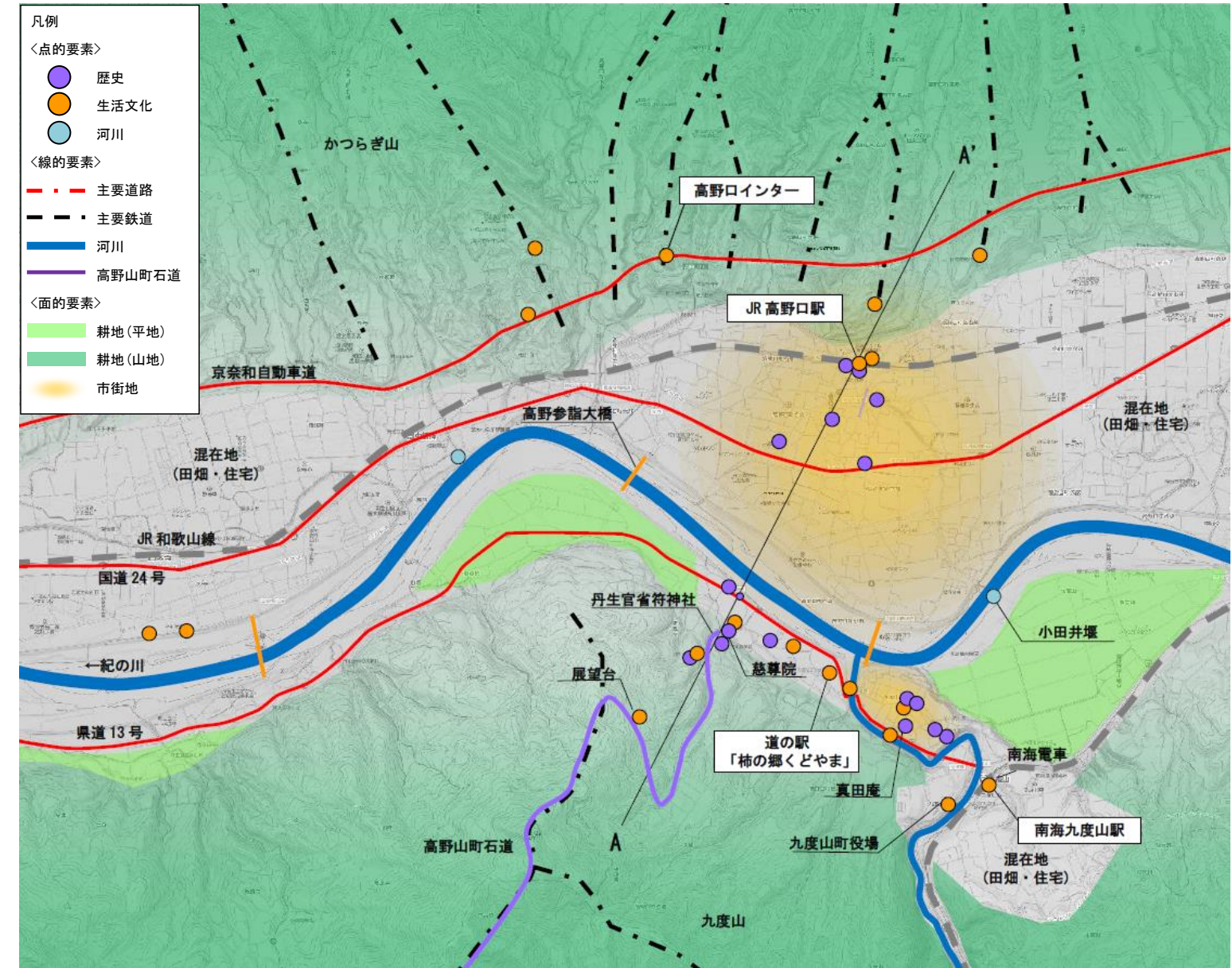
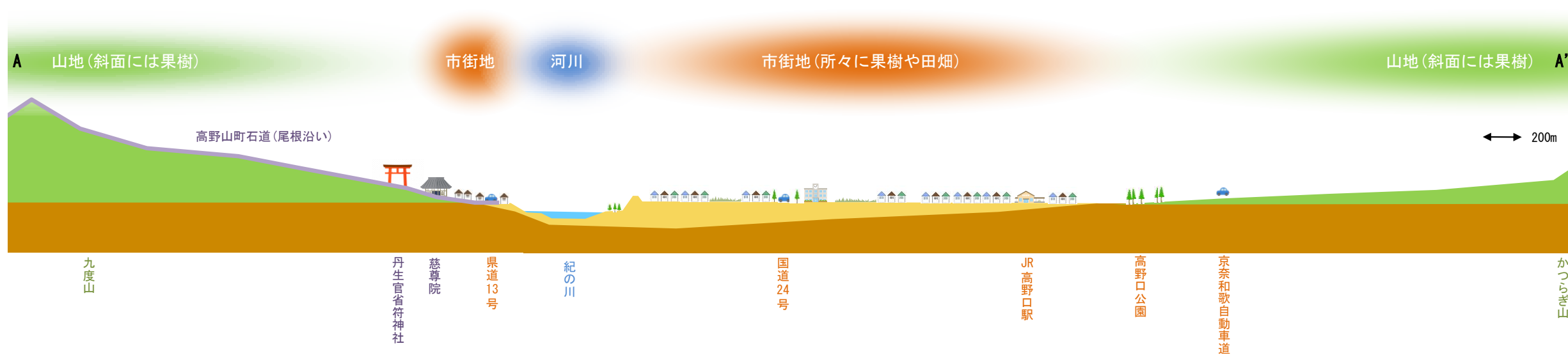
石揚場の絵

7. 慈尊院地区及び周辺の景観特性と地域特性 (参考資料 pp. 23-24)

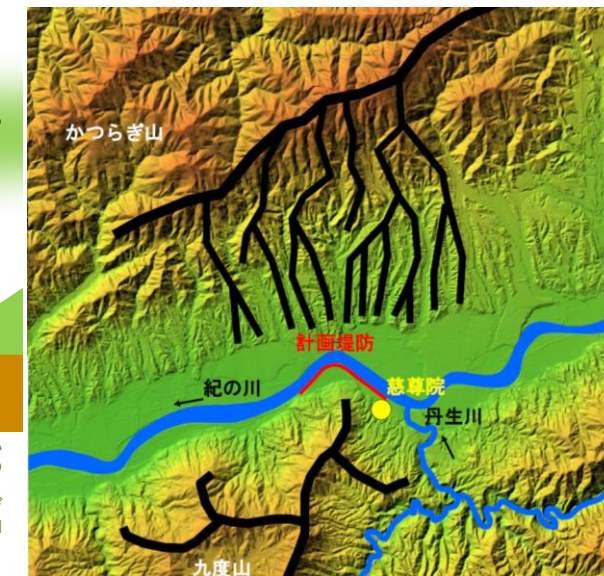
紀の川慈尊院地区の堤防整備における景観検討にあたり、留意すべき慈尊院地区及び周辺の景観特性と地域特性を「河川(治水)」、「歴史」、「生活・文化」、「自然生態系」に分類して整理した。なお、景観検討にあたっては、世界遺産「高野山町石道」周辺の景観が重点的な検討箇所となるが、整理にあたっては、広域的な視点を加え、以下に整理した。



■A-A' 断面



※丹生都比売神社は九度山尾根よりも南(地図外)



8. 景観検討における視点場(案) (参考資料 pp. 25-28)

8.1. 視対象の設定

視対象は、バッファゾーン内の計画堤防およびその周辺とし、視対象を視認できる範囲を現状の景観の整理対象範囲とした。

8.2. 視点場の設定における基本条件

(1) 動線の設定

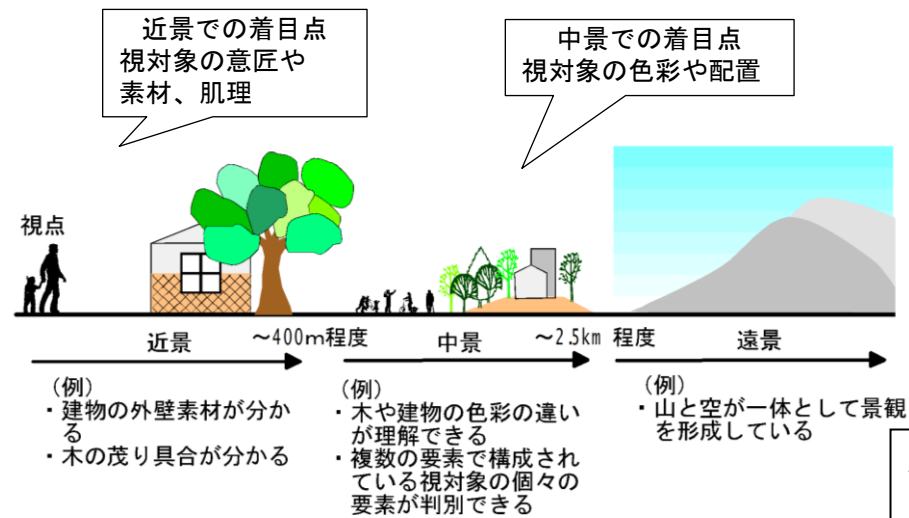
ビューポイント(視点場)の設定にあたっては、現況における人の動線に着目して設定した。

表 対象利用者に対して想定される動線

主な対象利用者	動線	内容
地域住民	ア 計画堤防対岸	計画堤防対岸
	イ 県道～五輪等卒塔婆	県道～五輪等卒塔婆
観光客	ウ 高野参詣大橋	高野参詣大橋
	エ 慈尊院参道	慈尊院交差点～慈尊院
	オ 慈尊院交差点～道の駅	県道(慈尊院交差点～道の駅)

(2) 視距離の設定

視点場の位置および視線方向の決定に伴い、視点場から視対象までの距離(視距離)が定まる。視距離は近景、中景、遠景の3つに区分され、その距離に応じて景観を検討する上での着目点が異なる。



青森県(2013)「景観づくりの手引き」第2章-1、P10

(3) 景観検討対象視点場の選定

(1)～(2)の検討結果及び現地踏査の結果を踏まえた、視点場(案)を以下に示す。

視点場①
慈尊院 中景
着目点 バッファゾーンの境界付近であり、人の往来も多く景観に対する重要性が高い。

視点場②
五輪塔卒塔婆 近景
着目点 コアゾーンの付近であり、現況景観になじむ景観検討が必要。

視点場③
慈尊院交差点 近景
着目点 築堤前後での変化が大きい場所であり、変化の緩和に着目した景観検討が必要。

視点場④
県道 近景
着目点 慈尊院からの景観であり、人の往来が多く景観に対する重要性が高い。

視点場⑤
高野参詣大橋(右岸側東屋) 遠景
着目点 周囲の景観を眺められるが、コアゾーンやバッファゾーンはほとんど望めない。

視点場⑥
対岸(慈尊院正面) 中景
着目点 築堤前後での変化が大きい場所であり、変化の緩和に着目した景観検討が必要。

凡例
 計画堤防 (赤線)
 コアゾーン (青線)
 バッファゾーン (茶線)
 視対象 (紫線)
 動線(対象: 地域住民) (青線)
 動線(対象: 観光客) (黄線)
 視点場(案) (赤丸)

9. 事業スケジュール（参考資料 p. 29）

現時点における事業スケジュールは、下表の通りである。

表 事業スケジュール

	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年以降
設 計	予備設計	詳細設計		
景観検討委員会	準備	委員会設立 景観検討委員会開催 景観整備方針の策定 (秋頃を予定)		
埋蔵文化財調査		確認調査	本調査(遺跡が出土した場合)	
用 地 買 収				用地買収
堤 防 工 事				工事